

平成22年第7回辰野町議会臨時会会議録

1. 招集告示年月日 平成22年9月30日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成22年10月5日 午後3時00分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
 - 1番 矢ヶ崎 紀 男
 - 2番 前 田 親 人
 - 3番 三 堀 善 業
 - 4番 中 谷 道 文
 - 5番 中 村 守 夫
 - 6番 永 原 良 子
 - 7番 船 木 善 司
 - 8番 岩 田 清
 - 9番 根 橋 俊 夫
 - 10番 成 瀬 恵津子
 - 11番 宮 下 敏 夫
 - 12番 宇 治 徳 庚
 - 13番 山 岸 忠 幸
 - 14番 篠 平 良 平

6. 会議事項

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 平成22年度辰野町一般会計補正予算（第5号）

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克 彦	副町長	林 龍 太 郎
教育長	古 村 仁 士	総務課長	小 沢 辰 一
まちづくり政策課長	松 尾 一 利	住民税務課長	松 井 夕 起 子
保健福祉課長	野 沢 秀 秋	産業振興課長	中 村 良 治
建設水道課長	増 沢 秀 行	水処理センター所長	一ノ瀬 保 弘
会計管理者	金 子 文 武	教育次長	林 一 昭
病院事務長	荻 原 憲 夫	福寿苑事務長	宮 原 正 尚
消防署長	赤 羽 守		
両小野国保診療所 事務長	向 山 光	社会福祉協議会 事務局長	林 康 彦

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 沢 高 秋

議会事務局庶務係長 赤 羽 裕 治

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 5 番 中 村 守 夫

議席 第 6 番 永 原 良 子

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、これより平成22年第7回10月辰野町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布したとおりであります。第7回臨時会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町 長

ここに第7回辰野町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご多用の中、ご出席を賜りましてありがとうございます。記録的な猛暑続きの夏が去り、実りの秋を迎えました。農水省の発表の県下の水稻作況は99と平年並みとのことでありますが、価格の低迷が気に掛かるところであります。また当町の特産物であります松茸も発生が始まりまして、今後適度な雨量を得て豊作を期待するところであります。去る29日、日本銀行発表の県内企業の短期経済観測調査、即ち短観によりますと状況判断指数は即ちDI（ディフュージョン・インデックス）は前回と比較して13ポイント上昇して2年9箇月ぶりのプラスに転換をいたしておりますが、当地、また地域の有効求人倍率も0.62と5月以降連続的に上昇いたしておりますが、先行きの予測はご承知のとおり大変不透明感が強いわけであります。この1日に開会となった臨時国会では円高に対する緩和策や景気浮揚策等の補正予算の早期決定に期待をしております。また24日開会となった県議会9月定例会では阿部新知事の所信表明があり5つの基本姿勢と4本の政策の柱が示され、県民主義の県政実現が謳われております。暮らしの安心確保の中では医師確保対策が謳われておりますが、全国で2万4,000人と言われております医師の不足の問題は特に大都会以外の地方に集中して現れているところでもあります。特に地方の医師確保

に力を注いでいただくことを強く要望していきたいと思っております。一方観光面では10月1日からは信州ディストネーションキャンペーンがスタートいたしました。当町でも10月23日の駅からハイキングや長野県収穫祭とタイアップしたかやぶきの館を中心とする紅葉、もみじ祭りが計画されており秋の観光資源として「光」即ち町の宝物の再発見につなげていきたいと思うところでございます。またスポーツ面におきましては10月10日には、各種団体の皆さん連携のもと活活ふれあいフェスティバル2010が今年は荒神山一帯を中心にいたして会場等に移しまして開催等の運びになりました。17日には町内一周駅伝も計画されているところであります。文化面では山下清とその仲間たちの作品が県下初と言われております展開でございますが、17日まで開催ということで秋のイベントが目白押しであり続けております。各場面での議員各位のお力添えを切にお願いするところでございます。さて今臨時議会にご提案申し上げます議案は平成22年度一般会計補正予算（第5号）であります。提案時にご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申し上げ、第7回臨時議会招集にあたってのご挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定により議席5番、中村守夫議員、議席6番、永原良子議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の付議事件は予め告知のとおりでありますので会期を本日、一日としたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって会期は本日、一日と決定いたしました。日程第3、議案第1号平成22年度辰野町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

（事務局長 議案第1号朗読）

○議長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成22年度辰野町一般会計補正予算（第5号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、選挙の確定に伴う調整、老人福祉センター、宮所介護予防センターの改修工事、及び新型インフルエンザ予防接種助成金などの補正予算であります。この補正総額は3,978万3,000円の追加であり予算総額は82億2,725万9,000円となりました。その概要を申し上げますと、歳入につきましては普通交付金、分担金、国県支出金の増額補正であります。歳出につきましては総務費では長野県知事選挙と参議院議員通常選挙の調整、及び辰野公園にありますトイレの修繕に要する補正であります。民生費では業務用エコキュートリース料、老人福祉センター及び宮所介護予防センターの改修工事などの補正であります。衛生費では新型インフルエンザ予防接種に伴う助成金の補正であります。教育費では武道館、こもれびトイレの下水道接続工事及び町民体育館トイレ改修工事の設計管理委託料の補正であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じまして関係課長より説明いたさせますのでご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

ここで根橋俊夫議員ほか1名より、議案第1号平成22年度辰野町一般会計補正予算（第5号）の修正案が提出されておりますので議案配布のため暫時休憩をします。
（修正案 配布）

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。議案第1号平成22年度辰野町一般会計補正予算（第5号）の修正案が提出されており、地方自治法第115条の2、及び辰野町議会会議規則第16条の規定による賛成者がありますので修正案は成立しております。ここで提出議員から修正案の提出説明の理由の説明を求めます。

○根橋（9番）

議案第1号辰野町一般会計補正予算（第5号）に対する修正案の提案理由を申し上げます。まず修正内容ですけれども別紙のとおり歳入歳出は原案より11万9,000円少ないそれぞれ3,990万2,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億2,737万9,000円とするものであります。具体的には最後のページ12ページの03款民生費01項社会福祉費01目社会福祉総務費の内、保健福祉センター管理事務

に関する11節需用費のマイナス 113 万 4,000 円をゼロとし、14節使用料及び賃借料 101 万 5,000 円をゼロとするものであります。提案理由を述べます。今回のエコキュートリース料に関する件については、発端である入札手続に関して不適切な対応が明らかとなりこの間、9月議会における一般質問や議会全員協議会で一定の質疑が行われました。私たちは問題が明らかになってから独自に調査研究を進めるとともに、町民を交えた学習会を開催し顧問弁護士との協議も行ってきました。そこでの意見や今まで議会での質疑を踏まえ、全体を整理してみるといくつかの問題点が明らかとなったと思います。まず第1にはそもそも給湯設備の工事価格を決めるための最初の入札の意義について疑義があるということ。第2に仮に入札を行うことが妥当であったとしても入札に関する不手際により指名した7者中、町内4者が入札を辞退したとする異例の入札であったこと。第3には7月1日に起案した時点では予算の裏付けがないまま、同29日には入札が行われ、リース会社を決定するための入札実施に初めて予算流用という形での予算化がなされ、工事が7、8割完成してから初めて補正予算を提案するというルールを逸脱した取組みであったことなどであります。さて本題である議案に含まれているリース料は工事原価3.3%の金利及び会社の手数料で構成をされております。金利と手数料は入札により決定されているわけですので、問題は工事原価であります。今回の工事の内、熱交換機及び貯湯タンクはメーカー指定であり既製品の購入であります。ほかに配管工事が工事としては含まれております。下伊那のある村では21年度の国庫補助事業として3つの福祉関連施設全てにエコキュートを導入する一連の工事が実施をされ、入札にあたっては設計をキチンと行い、指名競争入札により入札を実施した結果、規模は辰野よりもやや小さいものの3箇所全部で約3,000万程度で完成をしているというふうに聞いております。そもそも私たちはエコキュートの導入自体を否定するものではありませんが、その費用的な効果は今回の補正予算を見ても分かるとおおり月2万円程度、年額で20数万程度の経費節減でありエコ対策という側面が強い事業かと思われれます。それだけに設備本体の価格はできるだけ安いものが望まれたところですが、日本サーモエナー以外のメーカーのものは本当に適切ではなかったのかどうかは、更に検証してみなければ分かりませんが、100歩譲って当該機種以外は適当ではないとしても指定した既製品設置と配管工事を設計図書で明示するなど地元業者に配慮した入札を行ったならば、配管工事については安く実施ができた可能性もあると

思慮をされます。また入札に関する手落ちについては担当職員の事務的なミスということになっていますが、起案からリース会社との契約まで約1箇月半という時間がある中では、真に入札制度の適切な運用と地元業者への適切な配慮をしようとするれば、できた時間はあった筈であります。今まで得られた情報を総合すれば限りなく随意契約に近いものを、形だけの指名競争入札に持っていったところに無理がありここに本質的な問題があると考ええるものですが、その後の町の説明では手落ちは認められたものの、入札に関しては大きな問題点はないとの立場であります。私たちはこの見解には現状では同意することは困難であります。以上からリース料決定の主要な要素である工事原価について、機種選定の根拠の不透明性、入札事務における不適切な対応、通常の入札を実施していれば安価になった可能性も否定できないことなどから入札は白紙に戻すべきと考えます。同時に給湯設備の現状は特に異常はなく運転をされていることなどから今回の補正予算の内、エコキュートリース料については賛成しがたく提案どおりの修正を求めるものです。議員の皆さんの賢明なご判断により修正案の可決をいただきますようお願いして、提案理由といたします。

○議長

これより修正案の質疑を行います。ありませんか。

○前田（2番）

質問をいたします。修正案の方ですねエコキュートの要はリース料を削除することなんですけれども、このことによって町が負う、負わなければならない経費ですね、おそらく損害賠償あるいは今もう現在設置してあるものの撤去費用等々を鑑みるとその分が修正案に入っていないんですが、そこらへんをどう考えるかお聞かせ願いたい。

○根橋（9番）

今のお尋ねの件ですけれども、確かにこれ町の不手際によりまして再入札をすれば関連する現在の落札業者の方等に何らかの損害賠償という形での、なるかどうかは別にしましても何らかのそれに対する責任を取っていかなきゃならないことは事実であります。現状の中ではその見積は困難で私の方では困難でありますけれども、とりあえず今のこの入札を実施を元へ一回戻していただいて、ていうのは今の現状の給湯設備は通常動いておりますので、一旦今のまましながら一旦戻しをし最終的にはキチツとした入札を行い、そういう中で最終的に落札価格も決まりそしてその

中での補償金額ですかね、そういったもの決まってくるのでその時点で再度理事者側からの提案をいただいて審議をしていけば良いかというふうに考えております。

○議長

ほかにございますか。

(なし)

○議長

質疑を終結します。次に原案の質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結します。これより修正案の討論を行います。はじめに反対討論を行います。反対討論ありませんか。

○宮下(11番)

只今、修正案の中で他市町村の例が出ましたけれども1村の実施した内容はこの町には一切関係ないと思います。この町でこの機種が良いということを選定したわけですから他の町、1村の実例をあげて比較されてもこれは意義がないことと思います。それと今まで全協でもそれぞれ説明をしていただきましたけれども、私は今まで町が進めてきたことにはそんなに大きな落ち度はなかったと思いますし、町民益を考えた場合にはこの原案を進めることが妥当で、修正案には私は反対するものです。以上です。

○議長

次に賛成討論を行います。ありませんか。

(なし)

○議長

ほかに討論ございますか。

○三堀(3番)

只今の修正議案の説明でありますと、4者が辞退というようなことが異常な事態というふうなことを申されましたけれども、私も民業の中で長い間いろいろの入札というものを経験してきておりますが、数社の複数の中で3者、4者辞退する、これは当たり前のことです。別にこれが異常な事態ではない。それから種類の選定ですけれどもこれは人ひとそれぞれの考え方、またその資料を基に選定したもので

あって種類はこちらが良いかあちらが良いか、それはあまり問題になるものではないと。それから減額の可能性があるというふうなことを言いましたけれども、減額というのは今憶測でものを言っているではなくて、やはりこれは出た数字を持ってよしとしていかなければいけないと。それからもう一つ1点、現在正常に稼働しているということでございますけれども、これは当たり前のことで場所が場所、社会福祉協議会の方の裏のぬくもりですか、そこの機種がもし不具合があったりまた故障があったりして動かないなんてことはとんでもない話で、これは正常な稼働であってその上に立ってまた次の段階を考えてくと、これは当然なことでございます。以上をもちまして修正案には反対です。

○議 長

ほかに討論ございますか。

(な し)

○議 長

次に原案の討論を行います。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。修正案がありますので起立により採決いたします。はじめに根橋俊夫議員ほか1名より提出されました、議案第1号平成22年度辰野町一般会計補正予算(第5号)の修正案について採決いたします。お諮りいたします。この修正案に賛成の議員は起立を願います。

(起立 2名)

○議 長

起立少数であります。よって修正案は否決されました。次に原案についてを採決いたします。お諮りいたします。この原案に賛成の議員は起立願います。

(起立 11名)

○議 長

起立多数であります。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された事件は全部終了いたしました。よって平成22年第7回(10月)辰野町議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

1 1 . 閉会の時期

10月 5 日 午後 3 時 23分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 赤羽裕治の記録したもので
あって内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番